

令和 7 年生駒市教育委員会

第 9 回定例会 議案

令和 7 年 9 月 1 6 日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和7年生駒市教育委員会(第9回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第15号	令和6年度決算報告について	1
報告第16号	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について	2
報告第17号	生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の進捗について	3
議案第25号	生駒市生涯学習施設条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について	6

報告第 15 号

令和 6 年度決算報告について

令和 6 年度決算報告について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

報告第 16 号

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果について

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果について、生駒市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則(昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号)
第 6 条第 5 号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

報告第 17 号

生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の進捗について

生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の進捗について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子



令和7年度上半期活動状況

水泳



【開催内容】

日時：基本第2・4日曜日 10時～11時30分
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：井出山屋内温水プールTACきらめき
対象：中学生

株式会社東京アスレティッククラブ（TAC）

サッカー



【開催内容】

日時：土曜または日曜（月6～7回程度）9時～12時
会費：2,000円/月（別途・登録料・保険料1,500円/年）
場所：生駒市立光明中学校
レジャオーラ生駒：16名 光明中・生駒・緑ヶ丘・生駒南中

いこま台4Tクラブ総合型地域スポーツクラブ

ラグビー



日時：基本第2・4土曜日 9時～12時
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市内 生駒市スポーツ施設グラウンド等
対象：中学生13名

レスリング



日時：基本第1・3土曜日 9時～10時30分
会費：1,000円/月（別途保険料要1,500円/年）
場所：生駒市体育協会高山S.C.多目的室
参加者：読未就学児と小学生10名 中学生6名

一財）生駒市スポーツ協会

野球



日時：基本土曜日（月4回）9時～12時
会費：1,500円/月（別途保険料要1,000円/年）
IKOMA NORTH BBC
：生駒北中・鹿ノ台中・上中・光明中
IKOMA CENTRAL BBC
：8月開始 生駒中9名・緑ヶ丘中20名
IKOMA SOUTH BBC：大瀬中・生駒南中

一財）生駒市スポーツ協会 株）東京アスレティッククラブ（TAC）
一社）リトルパイン総合型地域スポーツクラブ

英語

日時：第2・4土曜日 15時30分～17時
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市コミュニティセンター（セイセイビル内）
対象：小学生4名、中学生8名

8/23
駅前図書館での協
働開催事業風景



一社）リトルパイン総合型地域スポーツクラブ

吹奏楽



生駒南吹奏楽クラブ

日時：基本土曜日（月4回）9時～12時
会費：1,500円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市立生駒南中学校
参加者：生駒南中学校11名・生駒北中学校0名

株式会社東京アスレティッククラブ（TAC）

4T（多世代・多種目・多志向・多様性）



【開催内容】

日時：第2・4土曜日 18時15分～19時45分
会費：200円/回（別途保険料要1,000円/年）
場所：光明中学校 体育館
対象：未就学児2名 小学生13名 中学生1名 大人4名

いこま台4Tクラブ総合型地域スポーツクラブ



日時：第1・3土曜日 18時30分～20時
会費：500円/回（別途保険料要1,000円/年）
場所：緑ヶ丘中学校 体育館
対象：未就学児1名、小学生7名、中学生6名、大人1名

一社）リトルパイン総合型地域スポーツクラブ

想定される新たな地域クラブ数・指導者等の登録状況

(2025.9.2現在)

競技名等	想定されるクラブ数				目標とする指導者・サポーター数		指導者・サポーター登録状況		
	合計	男女混合	男子	女子	主希望者数	副希望者数 (サポーター含む)	登録者数 合計	主希望者数	副希望者数 (サポーター含む)
野球	3	3			3	6	3	2	1
卓球	2	2			2	4	2	1	1
ソフトテニス	7		4	3	7	14	6	3	3
テニス(硬式)	1			1	1	2	5	2	3
ハンドボール	6		4	2	6	12	3	1	2
バレーボール	3			3	3	6	7	5	2
バドミントン	2			2	2	4	3	3	0
ソフトボール	3			3	3	6	2	2	0
陸上	2	2			2	4	1	1	0
バスケットボール	4		2	2	4	8	4	2	2
サッカー	4	4			4	8	2	2	0
水泳	1	1			1	2	0	0	0
吹奏楽	7	7			7	14	6	3	3
美術	1	1			1	2	0	0	0
合計	46	20	10	16	46	92	44	27	17

※上記の想定されるクラブ数は、令和7年9月現在で想定しているもので、クラブ員数や指導者数等の関係で変更となる場合があります、クラブ数を確定するものではありません。

議案第 25 号

生駒市生涯学習施設条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市生涯学習施設条例施行規則（平成 24 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の 8 週間前の日から 7 日前の日までに申請を行わなければならない。

第 5 条第 1 項中「申請者に」の次に「書面又は施設予約システムを使用する方法により」を加える。

第 6 条を次のように改める。

第6条 削除

(生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の一部改正)

第2条 生駒ふるさとミュージアム条例施行規則（平成25年10月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の8週間前の日から7日前の日までに申請を行わなければならない。

第6条第1項中「申請者に」の次に「書面又は施設予約システムを使用する方法により」を加える。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

(生駒市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 生駒市体育施設条例施行規則（平成元年12月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条第2項中「使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前から使用日（午後5時以降の使用に係る申請書については前日）まで」を「別表第2に定める期間内」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使

用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、別表第3に定める期間内に申請を行わなければならない。

第4条の2中「使用日」を「使用しようとする日（以下「使用日」という。）」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に定める書面にあっては、施設予約システムを使用する方法により交付することができる。

第5条の2を削る。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

		申請する期間	
		市内の者	市外の者
生駒市生駒北スポーツセンター体育館 生駒市北大和体育館 生駒市市民体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館 生駒市総合公園体育館 むかいやま公園体育館		使用日の2月前の日から使用日まで	使用日の2月前の日から使用日まで
生駒市生駒北スポーツセンター体育館会議室 生駒市北大和体育館会議室 生駒市市民体育館会議室 生駒市小平尾南体育館会議室 生駒市井出山体育館会議室 生駒市総合公園体育館会議室		使用日の2月前の日から使用日まで	使用日の2月前の日から使用日まで
生駒市生駒北スポーツセンター体育館多目的室 生駒市市民体育館多目的室 生駒市総合公園体育館多目的室		使用日の2月前の日から使用日まで	使用日の2月前の日から使用日まで
生駒市武道館	専用使用	使用日の2月前の日から使用日まで	使用日の2月前の日から使用日まで
	個人使用	使用日	使用日
生駒市生駒北スポーツセンター野球場 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド 生駒市北大和野球場 生駒市北大和グラウンド 生駒市小平尾南少年グラウンド 生駒市井出山グラウンド		使用日の2月前の日から使用日まで	使用日の1月前の日から使用日まで

イモ山公園グラウンド 生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド むかはやま公園グラウンド		
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド ランニングトラック（個人使用）	使用日	使用日
生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート 生駒市浄化センターテニスコート イモ山公園テニスコート 生駒市総合公園テニスコート 滝寺公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかはやま公園テニスコート 生駒市健民テニスコート	使用日の２月前の日から使用日まで	使用日の１月前の日から使用日まで
生駒市総合公園相撲場	使用日の２月前の日から使用日まで	使用日の１月前の日から使用日まで

備考

- 1 「市内の者」とは、条例別表第３の１の表備考第４項第２号から第４号までに掲げる者をいう。
- 2 「市外の者」とは、市内の者以外の者をいう。
- 3 午後５時以降に体育施設を使用する場合の上表の適用については、同表中「使用日まで」とあるのは、「前日まで」とする。

別表第3（第4条関係）

		申請する期間	
		市内の者	市外の者
生駒市生駒北スポーツセンター体育館 生駒市北大和体育館 生駒市市民体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館 生駒市総合公園体育館 むかいやま公園体育館		使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
生駒市生駒北スポーツセンター体育館会議室 生駒市北大和体育館会議室 生駒市市民体育館会議室 生駒市小平尾南体育館会議室 生駒市井出山体育館会議室 生駒市総合公園体育館会議室		使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
生駒市生駒北スポーツセンター体育館多目的室 生駒市市民体育館多目的室 生駒市総合公園体育館多目的室		使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
生駒市武道館	専用使用	使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
	個人使用	使用日	使用日
生駒市生駒北スポーツセンター野球場 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド 生駒市北大和野球場 生駒市北大和グラウンド 生駒市小平尾南少年グラウンド		使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の4週間前の日から10日前の日まで

生駒市井出山グラウンド イモ山公園グラウンド 生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド むかはやま公園グラウンド		
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック（個人使用）	使用日	使用日
生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート 生駒市浄化センターテニスコート イモ山公園テニスコート 生駒市総合公園テニスコート 滝寺公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかはやま公園テニスコート 生駒市健民テニスコート	使用日の 6 週間前の日から 10 日前の日まで	使用日の 4 週間前の日から 10 日前の日まで
生駒市総合公園相撲場	使用日の 8 週間前の日から 10 日前の日まで	使用日の 4 週間前の日から 10 日前の日まで

備考

- 1 「市内の者」とは、条例別表の 1 の表第 3 備考第 4 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者をいう。
- 2 「市外の者」とは、市内の者以外の者をいう。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 5 日から施行する。